

大分県公共工事請負契約約款第25条5項（単品スライド条項） の運用改定について

令和4年6月20日

大分県土木建築部発注工事では、特定の工事材料の価格が高騰した場合に、大分県公共工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第25条第5項（単品スライド条項）に基づき請負代金額の変更を行っています。

単品スライドは、平成20年7月に定めた運用により実施してまいりましたが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、運用を改定しました。

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、約款第25条5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったとき、請負代金の変更を請求できる措置です。

2 請負代金額の変更の考え方（工事材料の価格が増加した場合※）

受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、工事材料の価格増加分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担しています。

※工事材料の価格が減少した場合は、対象工事費の1%を超える減額分を発注者が受注者に請求することになります。

3 運用改定の内容

【これまでの運用】

- ① 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更
- ② 受注者は、実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出

【新たな運用の追加】

- ①' 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- ②' 鋼橋上部工工事特有の商慣行などにより、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

4 適用基準日

本運用については、令和4年6月20日以降に請求のあった工事から適用します。

（問い合わせ先）

大分県 土木建築部 建設政策課 建設技術情報班

主 幹 萱 嶋 仁

主 任 後 田 利 之 097-506-4555